

議案第 1 3 4 号

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 2 0 年前橋市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「防止する」を「防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資する」に改める。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 飼い猫 飼い主のある猫をいう。

第 8 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 動物の数は、適正に飼養し、又は保管することが可能な範囲を超えることがないように努めること。

第 8 条の次に次の 3 条を加える。

（犬の飼い主の遵守事項）

第 8 条の 2 犬の飼い主は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

(2) 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、周辺的生活環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練すること。

（猫の飼い主の遵守事項）

第 8 条の 3 猫の飼い主は、第 8 条の規定によるほか、飼い猫の健康及び安全を保持し、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、及び周辺的生活環境を保全するため、飼い猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合

には、猫の飼い主は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講ずるとともに、排せつ物のしつけその他周辺的生活環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。

(飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)

第8条の4 飼い主のいない猫に給餌又は給水を行う者は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じ、及び周辺的生活環境を損なうことのないよう適切な管理を行うよう努めるとともに、周辺地域の住民その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。